

## <はまぎん>「一括請求Assist」ソフトウェア使用許諾規定

### 第1条（目的）

私（当社）（以下、契約者といいます）は、「<はまぎん>電子債権サービス」を利用する目的で本ソフトを使用するものとします。

### 第2条（使用权）

契約者は、以下の条件で、本ソフトを使用することができるものとします。

- （1）特定のコンピュータにおいて、本ソフトを非独占的に使用できるものとします。
- （2）自ら本ソフトを使用する目的の範囲内でのみ、本ソフトを使用できるものとします。
- （3）バックアップまたはインストール目的に限り、本ソフトを複製できるものとします。
- （4）本ソフトを改変・翻訳することはできないものとします。
- （5）銀行の事前の書面による承諾なく、本ソフトを第三者に使用させることはできないものとします。

### 第3条（使用環境）

「<はまぎん>電子債権サービス」において使用する契約者のコンピュータのうち、日本国内に設置されたもので、銀行が認めた動作環境にて使用するものとします。

### 第4条（知的財産権の帰属）

本ソフトの著作権はその他一切の知的財産権は、契約者には譲渡されないものとします。

### 第5条（第三者の権利侵害）

契約者が本ソフトを利用するにあたり、本ソフトの全部または一部につき、第三者から、知的財産権を侵害するとして、契約者に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下、総称して「紛争」といいます）がなされた場合、契約者はその内容を速やかに銀行へ通知するとともに、以後銀行の指示に従うものとします。

### 第6条（利用料）

- （1）本ソフトの利用料は無料とします。ただし、株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下、でんさいネットといいます）の機能改定等に伴い、本ソフトについて、銀行が機能追加した場合は、銀行から3か月以上の期間を定めて、追加機能の概要および利用料の金額を書面で通知することにより、利用料を請求できるものとします。
- （2）前項により銀行が定める期間内に契約者から異議の申し出がなかった場合には、本利用申込書記載の「<はまぎん>電子債権サービス」の決済口座より、当行所定の日に預金口座振替の方法により支払うこととします。この場合、当行の普通預金規定・当座勘定規定の定めにかかわらず、預金通帳および払戻請求書の提出、または小切手の提示なしに当行所定の方法により自動的に引き落とすものとします。

### 第7条（機密保持）

- （1）契約者は、本ソフトのプログラムの解析ツール等により解析することはできないものとします。
- （2）契約者は、本ソフトの内容など本契約に基づき知り得た一切の事項を、第三者に開示・漏洩、または本契約の目的以外に利用してはならないものとします。

### 第8条（従業員等に関する措置）

前条の規定にかかわらず、契約者は、本ソフトの使用のために必要な部分を契約者の従業員等に対し、開示することができるものとします。ただし、この場合、契約者は、当該従業員等が知り得た前条所定の情報を漏洩または目的外の複製物を作成することがないよう、当該従業員等と秘密保持契約を締結するなど適切な措置を講じるものとします。

### 第9条（免責事項）

- （1）銀行は本ソフトの使用により契約者に生じた損害について、一切の責を負わないものとします。
- （2）契約者のコンピュータへの本ソフトの設定は銀行が指定する方法により、契約者の責任において行うものとします。

### 第10条（約定解除権）

契約者が次の各号のいずれか1つにでも該当したときは、銀行は何らの通知・催告を要せず、即時に本契約の全部または一部を解除できるものとします。

- （1）手形または小切手が不渡りとなったとき。
- （2）でんさいネットの電子債権が支払不能となったとき。

- (3) 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申し立てがあったとき、租税特別滞納処分を受けたとき、または債務超過など支払能力を危惧させる状況が判明したとき
- (4) 破産、会社更生、民事再生、特別清算等の申し立てがあったとき。
- (5) 解散または営業の全部もしくは重要な一部を第三社に譲渡しようとしたとき
- (6) 契約者が本契約に違反し、当行から相当期間を定めた催告にもかかわらず是正しないとき。

#### **第11条（有効期間）**

- (1) 本契約の有効期間は無期限とする。ただし、契約者が本ソフトを使用する必要がなくなった場合、当該時点において終了するものとします。なお、契約者が「<はまぎん>電子債権サービス」を解約した場合は、その時点で、本ソフトを利用する必要がなくなったものみなします。
- (2) 銀行は、前項の規定にかかわらず、1か月以上の期間を定めて、契約者に書面により本契約終了を通知することにより本契約をいつでも任意に終了することができるものとします。

#### **第12条（返還）**

本契約が終了した場合は、契約者は銀行の指示に従い、本ソフトおよびその複製物を返還ないし廃棄するものとします。

#### **第13条（契約変更）**

銀行は、本契約の内容を変更する必要がある場合、変更予定日の1か月前までに新たな契約の内容を通知して、これを変更することができるものとします。

#### **第14条（合意管轄）**

本契約に関する訴訟については、銀行の本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。